

平成 15 年 8 月 8 日

衆議院議長 綿貫民輔 殿  
参議院議長 倉田寛之 殿  
内閣総理大臣 小泉純一郎 殿

人事院総裁 中島忠能

人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告するとともに、公務員制度改革について別紙第3のとおり報告する。

この勧告に対し、国会及び内閣が、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう切望する。

#### 別紙第1

### 職員の給与に関する報告 (抄)

#### 4 本年の給与の改定

##### (2) 改定すべき事項

###### ウ 住居手当

自宅に係る住居手当は、主に住居の維持管理の費用を補てんする趣旨で自宅所有者に支給されているが、制定以来支給額の改定が行われておらず、公務部内でその趣旨が必ずしも定着してこなかったこと、民間の住宅手当の支給理由をみても公務と同様の趣旨で住宅手当を支給する事業所は少数であることからみると、本手当は基本的には廃止の方向で対処することが適当である。

しかしながら、本手当のうち住宅を新築・購入した職員に対して、その住宅の取得後5年に限り支給される月額2,500円の手当については、住宅取得時の財形持家個人融資の融資条件とされており、毎年の同融資の利用者が相当数存在することから、当面存置することとする。

月額1,000円の手当の廃止により、行政職の職員の住宅手当の平均受給額3,670は、173円(4.7%)の減となる。